

2019年11月20日

国立大学法人東北大学

総長 大野 英男 殿

東北大学職員組合

執行委員長 片山 知史

申入書

中央労働委員会への不服申立、行政訴訟を行わないことを求める。

不当労働行為の救済を求める東北大学職員組合による申立（2018年2月20日）について、宮城県労働委員会は2019年11月14日付の命令書において、東北大学当局に対して、具体的な資料を示すなどして誠実に対応することを命じる命令を出した。

東北大学は本命令の意義を真摯に受け止め、中央労働委員会への再審査の申立てや仙台地裁への処分取消しの訴えなどすることなく、東北大学職員組合との団体交渉に誠実に対応し、早期に全面的解決を図るよう申し入れる。